

公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構謝金支給基準

制 定 平成17年12月 1日
最終改正 令和 5年 3月 6日

この基準は、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構（以下「機構」という。）における謝金の支出に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

1. 謝金の種類及び金額は、次のとおりとする。

番号	謝金の区分	単位	金額	備 考
1	会議出席謝金	1日	10,000円	
2	機構派遣監督者謝金	1日	20,000円	公的化後の医学系共用試験に係るもの
			10,000円	上記以外
3	機構派遣外部評価者謝金	1日	20,000円	公的化後の医学系共用試験に係るもの
			10,000円	上記以外
4	事務補助謝金	1日 又は 1時間	業務内容を勘案して算出	資料整理、調査補助等
5	研究補助謝金			特殊技能、高度な技術及び統計解析等

※ 番号1～3については、機構会員以外の機関に所属する者には、それぞれの金額に2,000円を加えるものとする。

- 事務補助及び研究補助（以下「補助業務等」という。）の謝金を支出しようとする場合は、あらかじめ、別紙様式1の謝金支出計画書により必要な事項を明らかにするものとする。
- 補助業務等の従事期間は1か月未満とする。
- 評価者認定講習会等の模擬患者(SP)の謝金は、実施大学と協議の上定める。
- 謝金の支払いは、当該月分を取りまとめ翌月に支払うものとする。ただし、模擬患者の謝金について

ては、その都度、支払うものとする。

6. 謝金の支払いについて、この基準に定めのない事項については、その都度、これを定めるものとする。
7. この支給基準は、平成17年12月1日から施行する。ただし、共用試験事後評価解析委員会試験信頼性向上WG委員のうち、機構会員以外の機関に所属する委員については、平成17年4月1日から施行する。
8. この基準の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。
9. この基準に定めるもののほか、実施に際して必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定めるものとする。

附 則

この基準は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

決 済 欄	
-------	--

謝 金 支 出 計 画 書

申 請 者	
業 務 内 容	
必要とする 具体的理由	
実 施 期 間	
従 事 者 氏 名	